③　Not being petitioned for commencement of rehabilitation proceedings based on the Civil Rehabilitation Act (Act No. 225 of 1999), and petitioned for reorganization proceedings based on the Corporate Rehabilitation Act (Act No.154 of 2002).

④　Be a person who took a grant of tender documents.

⑤　Be a person who has browsed the total documents of KEIRIN Information System.

⑺　Time-limit for submission of verification documents : 12 : 00, October 30, 2020

⑻　Contact point for the notice : Kato, Sato, Department of general affairs, JKA 1―2―70 Konan, Minato-ku, Tokyo 108―8206, Japan TEL 03―4226―3504
E-mail : nyuusatsu@keirin-autorace.or.jp

入札公告の変更

次のとおり変更します。
令和２年９月11日
国立研究開発法人
農業・食品産業技術総合研究機構
本部管理本部九州沖縄管理部長
小原　英一
◎調達機関番号　818　◎所在地番号　43
１　掲載日　令和２年８月14日（号外政府調達第149号）
２　変更内容　14ページ目１段目、３⑸郵送による場合の入札書の受領期限を令和２年10月５日16時に、３⑹入札の日時を令和２年10月６日11時にそれぞれ変更します。

入札公告の訂正

令和２年９月11日
国立大学法人東京海洋大学
契約担当役事務局長　堀内　　敦
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13
○第４号
１　掲載日　令和２年８月21日（号外政府調達第154号）
２　訂正内容　46ページ３段目２⑵中「国の競争参加資格（全省庁統一資格）において令和２年度（平成32年度）に関東・甲信越地域の「役務の提供等」のＡ等級に格付けされている者であること。」を「国の競争参加資格（全省庁統一資格）において令和２年度（平成32年度）に関東・甲信越地域の「役務の提供等」のＡ又はＢ等級に格付けされている者であること。」に、47ページ１段目５⑹中「Ｂ　have the Grade A qualification during fiscal 2020 in the Kanto・Koshinetsu area in offer of services for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency.」を「Ｂ　have the Grade A or Grade B qualification during fiscal 2020 in the Kanto・Koshinetsu area in offer of services for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency.」にそれぞれ訂正します。

入札公告の取消

令和２年９月11日
国立大学法人長崎大学長　河野　　茂
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　42
○第12号
令和２年６月11日付（号外政府調達第106号・60頁）掲載の入札公告第12号「Ａ　長崎大学庁舎内清掃業務（文教地区）　一式、Ｂ　長崎大学庁舎内清掃業務（病院を除く坂本地区）　一式、Ｃ　長崎大学庁舎内清掃業務（片淵地区）　一式」を取り消します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和２年９月11日
支出負担行為担当官
北海道開発局釧路開発建設部長　石川　　伸
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01
○開発釧路第６号
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　歯舞漁港人工地盤（２・３工区）建設その他工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　北海道根室市
⑷　工事内容
歯舞漁港（歯舞地区）
用地（人工地盤）
上部躯体工　防水工　鉄骨階段　照明灯　舗装工　排水工　各１式
－3.5m岸壁（改良）
鉄骨庇　舗装工　各１式
⑸　工期　契約締結日の翌日から令和４年３月25日まで。
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート１式、アスファルトコンクリート１式、鉄骨１式
⑺　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。
⑽　本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。
⑾　本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について（平成25年２月28日付け国地契第73号、国官技第245号、国北予第46―２号）」による「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事である。
本工事においては、工事施工中、施工者と契約した第三者の品質証明者が工事の実施状況、出来形及び品質について契約図書との適合状況の確認を行った上で品質証明結果としてとりまとめ、発注者はその結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査を行うこととする。また、支払い条件は「出来高部分払方式」を採用する。
なお、本試行の実施に当たっては、「施工者と契約した第三者による品質証明実施要領」及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」に基づき行うものとするが、第三者の品質証明者が確保できない等の場合には、協議するものとする。
⑿　本工事は、建設業における中長期的な担い手確保を目的に、受注者からの申し出により本工事を通じたインターシップを受け入れた際には、これに要した経費を設計変更にて計上できるインターシップ支援試行工事である。
⒀　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。（営繕工事分）
⒁　本工事は、工程提示型＋休日確保型（契約後に発注者が想定する標準工程表を受注者に提示し、受注者は提示された標準工程表を参考に休日確保の方針を示して、休日確保に向けた取り組みを推進するもの）のうち、土日・祝日等に関わらず、４週間以内に４日の休日を取得するとともに、４週４休に相当する休日を対象期間内に取得する試行工事である。
⒂　本工事は、現場閉所日数の達成状況に応じて労務費を補正する試行工事である。
⒃　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の対策工事（主たる工種が屋外作業）である。
２　競争参加資格
次に掲げる条件を全て満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。
なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　北海道開発局における工事区分「ＰＳコンクリート」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。